

## 【EU】たばこ増税指令の制定

海外立法情報調査室・植月 献二

\* 欧州連合(EU)は、紙巻きたばこの消費税を上げる改正指令を2010年2月27日に施行した。これによって、紙巻きたばこに対しては、2014年から60%以上の消費税を課すことなどが規定された。指令改正の主なねらいは、単一市場の円滑な運営と人々の健康を保護することにある。

### 指令改正の背景

EUは、その運営条約第168条において、たばこの害から公衆を保護すべきことを規定している。また、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(2005年2月27日に発効)にECとして2005年6月30日に加盟している。この条約は、たばこの消費削減を目指して、広告や販売促進の規制、不法な取引などへの対策を求めている。

(わが国は2004年6月8日にこの条約に加盟している。)

2004年6月9日に欧州委員会が発表した「欧州環境健康行動計画2004-2010」(COM(2004)416)は、「たばこの煙の無い欧州(Smoke free Europe)」を実現するために法規制と健康増進活動の推進を謳っている。また、欧州委員会は、2007年1月30日に、「たばこの煙の無い欧州に向けた緑書:EUレベルの政策選択」(COM(2007)27 final)を公表している。

これらの方針を背景に今回制定された指令は、「たばこ製品に課す消費税の構造及び割合に関する指令92/79/EEC, 92/80/EEC及び95/59/EC並びに指令2008/118/ECを改正する2010年2月16日の閣僚理事会指令2010/12/EU(注)」である。指令の名称のとおり、EUには、たばこ消費税に関する指令が幾つか存在する。指令92/79/EEC及び92/80/EECのそれぞれ第4条においては、隔年ごとに欧州委員会が税率を見直すことを規定しており、今回の改正指令の制定はこれに基づくものである。

これまでの指令92/79/EEC第2条では、紙巻きたばこの税率は57%以上、かつ、1,000本あたり64ユーロ以上と規定されていたが、その対象は「最もポピュラーな価格帯域:(Most Popular Price Category)」(以後「MPPC」という)のものに限られていた。その理由には、この規定ができた時代には、ひとつの銘柄が主流を占めていたという状況があった。しかし、現在、製品の銘柄は多様になってきており、もはやMPPCという考え方が規制対象として適切であるとは言えなくなってきた。一方、刻みたばこについても紙で巻いて使用する目的の製品があり、これらは30%という低い税率の適用を受けるための抜け穴になっているという見方もある。

紙巻きたばこの価格は国によって大きく異なり、欧州委員会の調査によれば、2008年7月時点のMPPCで比較すれば、英国のたばこ価格はラトビアのその6.8倍であった。また、2005年のデータでは、EUで消費される紙巻きたばこの13%はその製造国において消費されておらず、その4~5%は合法的販売によるものの、8~9%については

不法な取引によるもので、中には、不法取引が20%を占める国々もあるという。

### 改正指令の概要

今回の指令改正にあたってまず検討されたのは、紙巻きたばこの価格に関する最低要件の尺度である。これには小売価格の加重平均を採用し、総課税負担にも適用することとした。すなわち、小売価格の加重平均というのは、税を含めた小売総額をその総本数で割った値であるが、これまでのようにMPPCに限定して課税基準を設けるのではなく、小売価格の加重平均を尺度として、紙巻きたばこ全体に一定以上の課税を適用するというのである。そして、たばこ製品の種類の定義を見直して厳密にするとともに、紙巻きたばこの最低課税率を段階的に引き上げることとした。

具体的には、2011年から、紙巻きたばこに対する総消費税率（付加価値税を除く従量税及び従価税）は小売価格の加重平均の57%以上とし、その消費税額は加重平均にかかわらず1,000本につき64ユーロ以上とした。ただし、加重平均で1,000本につき101ユーロ以上を課税している構成国においてはこの限りではない。2014年以降は、上記税率を今度は加重平均の60%以上とし、加重平均にかかわらず1,000本につき90ユーロ以上とする。ただし、加重平均で1,000本につき115ユーロ以上を課税している構成国においてはこの限りではない。なお、ブルガリア、エストニア、ギリシャ、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、ポーランド及びルーマニアには、2017年末までの延期が認められている。また、フランスが国内より低い税率を適用しているコルシカにも、別に規定された課税率と条件により、2015年までの延期が認められている。

紙で巻いて使用する目的の刻みたばこについても同様に、総消費税率を2011年からは40%以上又は40ユーロ/kg以上とし、4段階で順次引き上げ、2020年からは総消費税率を50%以上又は60ユーロ/kg以上とする。

たばこ製品の種類定義も見直され、消費税率が5%等と低く設定されている葉巻類についても厳密に定義されたが、それによって大きく影響を受けるドイツ、ハンガリーへの適用は2015年1月1日までの延期が認められた。その外、紙巻きたばこの長さに関する量的定義もなされ、フィルターを除く部分が8cmを超えるものは2本と数えられ、以降、3cm長くなる毎に1本分が加算される。

欧州委員会は、この改正により、各構成国間のたばこ価格の差を縮小し、不法な取引を減少させ、たばこの消費を5年間で10%減少させることを目指している。

各構成国は2010年末までに、これに従って国内法を整備しなければならない。

注 “COUNCIL DIRECTIVE 2010/12/EU of 16 February 2010 amending Directives 92/79/EEC, 92/80/EEC and 95/59/EC on the structure and rates of excise duty applied on manufactured tobacco and Directive 2008/118/EC,” Official Journal of the European Union, L50, Volume 53, 27 February 2010, pp.1-7. (インターネット情報は2010年3月17日現在である。)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:050:0001:0007:EN:PDF>